

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

問 住民福祉課 保健予防係(保健センター) ☎62-9134

肺炎球菌ワクチンとは

肺炎は、日本人の死因の第3位であり、死亡者の95%以上が、65歳以上の方です。肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌です。肺炎球菌ワクチンを接種しておく、肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。

【対象者（以下のいずれかに該当する方）】

- ①平成30年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方
(5月上旬に予診票と案内通知を郵送しています。)
- ②平成30年4月1日以降の接種日において、60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方(身体障害者手帳1級相当の方)

注意：通知を受け取られた方であっても、過去に肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を接種されたことのある方は定期接種の対象外です。

【接種期間】 平成30年5月15日(火)～平成31年3月31日(日)

※この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種扱い(全額自己負担)となります。
任意接種の場合、助成の対象になる場合もありますので、下記の『任意予防接種費用助成事業』をご覧ください。

【接種方法】 町内指定医療機関で接種をお受けください。

事前に必ず予約をしてください。
※詳しくは案内通知をご覧ください。
※郵送した予診票(紫色の用紙)が必要です。



【接種費用】 接種費用から3,000円を差し引いた額 (接種費用は医療機関へお問い合わせください。)

【接種費用の補助について】

生活保護・市町村民税非課税世帯に属する方は、補助券を発行しますので印鑑を持参のうえ、事前に保健予防係まで申請してください。

【接種回数】 1回

- 上記の方以外でも、これまでに高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種が受けられなかった方は以下の任意予防接種費用助成事業の対象となる場合があります。

〈任意予防接種費用助成事業〉

【対象者（以下のいずれかに該当する方で定期接種対象外の方）】

- ①接種日において75歳以上の方
- ②平成30年4月1日以降の接種日において、65歳以上75歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能等に障がいがある方で、医師が必要と認めた方

【注 意】 これまでに高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがある方は対象外です。

【申請方法】 医療機関でワクチンを接種後、領収書と申請書、予防接種を受けた証明(済書等)を提出してください。(受付時に書類の写しを取り、原本はお返しします。)

【助 成 額】 3,000円